

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第3回）

- 日 時 令和3年7月2日 午後1時13分～午後1時17分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー
-

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

前回、調査請求について適しているものと確認がされましたので、本日は、政治倫理基準違反の行為の存否についての審査に入ります。

まず、審査の進め方を決めていきたいと思います。審査を行うに先立ちまして、調査請求者、当該議員などへの聴取を行うことについて、皆様のご意見を伺います。

○委員 調査請求者からこれだけのたくさんの資料が出ておりますので、その聴取をする必要があると思います。また、当該議員からの聴取もすべきだと思います。

○委員 今、委員が言われたように調査請求者からの聴取と当該議員からの聴取というのは、公平を期すためにもお互いの意見を聞いたほうがいいと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

○委員 前回、4点で調査請求が適正だというふうに発言をしました。1点目は、藤田議員の委員会での威圧的な発言。2点目は、市民の陳情する権利を抑制するような発言。3点目は、三崎小学校のTシャツについて。4点目は、復興——義援金ポロシャツについてです。

それで、政治倫理基準違反の行為の存否についても、これだけの請求書の資料もありますので、請求者と当該議員から内容について聴取をしてもらいたいというふうに思います。

○委員 たくさんの資料も提出されているところでありますが、やはり慎重に審査していくには、調査請求者及び当該議員からの聴取というのは必要だと思います。

○委員 皆さんの意見と同じで、聴取が必要だと思います。

○副委員長 やはり存否を決めるためには、双方の意見を聞いてからではないと存否を決める内容にならないのかなと思いますので、双方からの聴取を行っていただきたいと思います。

○委員長 今、そういうご意見を聞きました。では、まず調査請求者と当該議員に対して聴取を行うということで、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、ただいまのとおり

といたします。

また、聴取を行う順は、先に調査請求者、続いて当該議員とすることで、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり) では、ただいまのとおり確認いたします。

次回の審査会は、定例会中に開催できるように日程調整をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時は、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いたします。
以上で、三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
